電気需給約款

高圧・特別高圧

2026 年 11 月 1 日実施

株式会社 UPDATER

電気需給約款目次

Ⅰ 総則 3

第１条 (対象となるお客さま) 3
第２条 (約款の変更) 3
第３条 (約款の適用) 3
第４条 (定義) 3
第５条 (単位および端数処理) 4
第６条 (実施細目) 5

Ⅱ 契約の締結 5

第７条 (需給契約の申込み) 5
第８条 (需給契約の成立および契約期間) 5
第９条 (需要場所) 5
第１０条 (需給契約の単位) 5
第１１条 (供給の開始) 6
第１２条 (需給契約書の作成および承諾の限界) 6

Ⅲ 契約種別および料金 6

第１３条 (契約種別等) 6
第１４条 (予備電力) 7
第１５条 (自家発補給電力） 7

Ⅳ 料金の算定および支払い 8

第１６条 (料金の適用開始の時期) 8
第１７条 (検針日) 9
第１８条 (料金の算定期間) 9
第１９条 (使用電力量等の計量) 9
第２０条 (料金の算定) 9
第２１条 (日割計算) 9
第２２条 (料金の支払義務および支払期日) 10
第２３条 (料金その他の支払方法) 10
第２４条 (延滞利息) 10

Ⅴ 使用および供給 11

第２５条 (契約超過金) 11
第２６条 (力率の保持) 11
第２７条 (需要場所への立入りによる業務の実施) 11
第２８条 (電気の使用にともなうお客さまの協力) 11
第２９条 (供給の停止） 12
第３０条 (供給停止の解約) 12
第３１条 (供給停止期間中の料金) 12
第３２条 (違約金) 12
第３３条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) 13
第３４条 (損害賠償の免責) 13
第３５条 (設備の賠償) 13

Ⅵ 契約の変更および終了 14

第３６条 (需給契約の変更) 14

第３７条 (名義の変更) 14
第３８条 (需給契約の終了) 14
第３９条 (需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算) 15
第４０条 (解約等) 15
第４１条 (需給契約終了後の債権債務関係) 15
Ⅶ 供給方法および工事、工事費の負担金 15
第４２条 (需給地点) 15
第４３条 (計量器等の取付け) 16
第４４条 (工事費負担金等相当額の申受け等) 16
第４５条 (需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け) 16
Ⅷ 保安 16
第４６条 (保安等に対するお客さまの協力) 16
Ⅸ その他 17
第４７条 (反社会的勢力の排除) 17
第４８条 (準拠法) 17
第４９条 (管轄裁判所) 17
第５０条 (信用情報の共有) 17
第５１条 (お客さまの個人情報の共同利用) 17
第５２条 (ブロックチェーン技術について) 17
第５３条 (一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項) 18
附則 19
第１条 (約款の実施期日) 19
第２条(この約款の実施日を含む料金の算定期間の特例) 19
別表Ⅰ .....
第１条 (電源調達費調整額) 1
第２条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4
第３条 (各プランの特徴) 4
別表Ⅱ .....
第１条 (従量料金) 1
第２条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 1
第３条 (各プランの特徴) 2

電気需給約款

Ⅰ 総則

第１条 (対象となるお客さま)

(1) この電気需給約款（以下「約款」といいます。）は株式会社 UPDATER（以下「当社」といいます。）が電気需給契約者または利用者(以下「お客さま」といいます。）に、高圧または特別高圧で電気を供給する場合における供給条件を定めるものです。お客さまは、約款の個別の条項について承諾するものとします。

(2) この約款は、次に記載された一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧の電気の供給を受けるお客さまに適用します。ただし、離島は除きます。

- 北海道電力ネットワーク株式会社（以下その供給地域を「北海道エリア」といいます。）
- 東北電力ネットワーク株式会社（以下その供給地域を「東北エリア」といいます。）
- 東京電力パワーグリッド株式会社（以下その供給地域を「関東エリア」といいます。）
- 中部電力パワーグリッド株式会社（以下その供給地域を「中部エリア」といいます。）
- 北陸電力送配電株式会社（以下その供給地域を「北陸エリア」といいます。）
- 関西電力送配電株式会社（以下その供給地域を「関西エリア」といいます。）
- 中国電力ネットワーク株式会社（以下その供給地域を「中国エリア」といいます。）
- 四国電力送配電株式会社（以下その供給地域を「四国エリア」といいます。）
- 九州電力送配電株式会社（以下その供給地域を「九州エリア」といいます。）

第２条 (約款の変更)

(1) 当社は、第３６条（需給契約の変更）に定めるほか、Web サイト上に掲載する方法、電子メールで送信する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに通知したうえで、約款を変更することがあります。この変更に異議のあるお客さまは、当社が通知してから 30 日以内に当社に申し出ていただくことで、契約期間満了前であっても契約を解約することができます。お客さまが上記期限までに約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、上記期限の経過をもって変更後の約款に変更されるものとみなします。なお、当社は、約款を変更する際には、変更後の約款を当社の Web サイト等を通じて周知するものとします。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、第３６条（需給契約の変更）の定めにかかわらず、約款を変更いたします。この場合の約款の変更に関する手続きは(1)に準じます。

第３条 (約款の適用)

当社が、お客さまへ電力の供給を行うときの権利義務および供給条件は、約款によるものとします。また、別途、電気需給契約書（以下「契約書」といいます）を締結する場合で、契約書の規定と約款の規定に齟齬がある場合は、契約書を優先します。また、法改正等により約款の規定の一部が無効となってもその他の条文には影響を及ぼさないものとします。

なお、約款および契約書に定めのない事項については、関連法令および一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等を記載した書面に従うものとします。

第４条 (定義)

次の言葉は、約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高圧：標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2) 特別高圧：標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
(3) 契約電力：契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
(4) 最大需要電力：需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。
(5) 予備電力：お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により供給される電気をいい、以下の 2 種類があります。
イ 予備線：常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
ロ 予備電源：常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合
(6) 自家発補給電力：当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に当てるために、当社がお客さまに供給する電気をいいます。
(7) 夏季平日昼間、冬季平日昼間、他季平日昼間、休日・夜間：下記の表に定める期間および時間をいいます。

夏季平日昼間	７月１日から９月末日までの期間（夏季）の平日（土曜日を含みます）の午前８時から午後 10 時までの時間をいいます。
冬季平日昼間	12 月 1 日から翌年 2 月末日までの期間（冬季）の平日（土曜日を含みます）の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。
他季平日昼間	夏季と冬季を除く期間（その他季）の平日（土曜日を含みます）の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。
休日・夜間	夏季平日昼間、冬季平日昼間、他季平日昼間以外の時間をいいます。 ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および 1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「休日・夜間」とします。

(8) 消費税等相当額：消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金単価、工事費負担金等および電源調達費調整額には消費税等相当額を含みます。
(9) 電源調達費調整額：電源調達費用の変動を従量料金に反映する項目として、別表Ⅰ第 1 条に示す算出方法にもとづき適用します。
(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条第 1 項に定める賦課金をいいます。
(11) JEPX：一般社団法人日本卸電力取引所のことをいいます。
(12) エリアプライス：JEPX が公表する取引実施日ごとおよび 30 分ごとの約定価格をスポット市場価格といい、供給エリアごとのスポット市場価格をエリアプライスといいます。
(13) 損失率：発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率をいいます。各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。

第５条 (単位および端数処理)
約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。
(1) 電力の単位は、１キロワット（ｋＷ）とし、端数については、小数点以下第１位で四捨五入するものとします。
(2) 電力量の単位は、１キロワット時（ｋＷｈ）とし、端数については小数点以下第１位で四捨五入するものとします。
(3) 力率の単位は、１パーセントとし、端数については、小数点以下第１位で四捨五入するものとします。
(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、端数については切り捨てるものとします。

第６条 (実施細目)

(1) 約款の実施上必要な細目的事項は、約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の締結

第７条 (需給契約の申込み)

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約電力、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

第８条 (需給契約の成立および契約期間)

(1) 需給契約は、お客さまの申し込み（「需給契約申込書 兼 接続供給等に関する承諾書」以下、承諾書）を当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解除することがあります。

(2) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する 3 月の検針日の前日まで（3 月の検針日が 1 日の場合は 3 月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の 2 ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに、通知した条件で自動延長されるものとし、以後も同様とします。なお、当該通知は原則毎年 12 月末日までに通知いたします。

(3) 前項但書の場合において、他の契約条件に変更がなく契約期間のみが延長される場合には、原則として、当社は、事前に新たな契約期間を、書面を交付することなく説明するものとし、当社の名称および住所、お客さまとの契約の年月日、延長後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせするものとします。また、お客さまは、本項の取扱いについて、予め承諾するものとします。

(4) 需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終了日は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とします。

第９条 (需要場所)

(1) 当社は、1 構内をなすものは 1 構内を、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたします。ただし、集合住宅等の 1 建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を 1 需要場所とすることがあります。なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を 1 需要場所とすることがあります。

第１０条 (需給契約の単位)

当社は、1 需要場所について 1 契約種別を適用します。

第１１条 (供給の開始)

(1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

(2) 当社は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(3) 当社は、天候または一般送配電事業者もしくは当社の需給契約提供準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第１２条 (需給契約書の作成および承諾の限界)

(1)需給契約書の作成

お客さまが希望される場合において当社が必要と認めるときは、電気の需給に関して必要な事項について、電気需給契約書を作成することがあります。

(2)承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、所轄の電力会社または当社の供給設備の状況、料金の支払い状況（既に消滅しているものを含む他の利用契約の料金を支払期日が経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

第１３条 (契約種別等)

(1) 契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議を行います。

高圧電力（季時別スタンダード、季時別再エネ 100、季時別プレミアム RE100、Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）

特別高圧電力（季時別スタンダード、季時別再エネ 100、季時別プレミアム RE100、Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）

(2) 契約種別は、原則として、契約期間途中は変更できません。

(3) 常時供給電力の契約電力は次によって定めます。

イ 原則として、高圧で契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高圧の場合（以下「協議制」といいます。）

契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまとの協議によって定めます。

契約電力をこえて電気を使用された場合には、再度お客さまとの協議によって契約電力を変更させていただく場合があります。

ロ 原則として、高圧で契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下「実量制」といいます。）

各月の契約電力は、次の場合を除き、その１ヶ月の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 ヶ月の期間の各月の契約電力は、その 1 ヶ月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 ヶ月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 ヶ月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 ヶ月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電

力といたします。）は、負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。

ハ　実量制のお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力はロによって定めます。

(4) 料金は、基本料金、従量料金および別表ⅠまたはⅡの第 2 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、季時別スタンダード、季時別再エネ 100 および季時別プレミアム RE100 の従量料金は別表Ⅰ、第 1 条　（電源調達費調整額）によって算定された電源調達費調整額を加えたものといたします。ただし、基本料金はハによって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増をしたものとします。

イ　基本料金　基本料金は、1 ヶ月につき契約電力によって算定いたします。基本料金単価は別途、需給契約ごとに定めるものとします。

ロ　従量料金　従量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。従量料金単価は別途、需給契約ごとに定めるものとします。

ハ　力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。なお、まったく電気を使用しない場合の力率は、85 パーセントとみなします。

第１４条 (予備電力)

(1)　契約電力

予備電力（予備線および予備電源）の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料金

予備電力の料金は、基本料金、従量料金の合計といたします。

ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が高圧で利用される場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給電力の電圧と同位の電圧にするために、修正したものとします。

イ　基本料金　基本料金は、1 ヶ月につき予備電力の契約電力によって算定いたします。基本料金単価は別途、需給契約ごとに定めるものとします。

ロ　従量料金　従量料金は、その 1 月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の従量料金とあわせて算定いたします。

第１５条 (自家発補給電力)

(1) 契約電力

イ　自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。原則として、自家発補給電力の契約電力を加えた契約電力を常時供給電力の契約電力として契約いたします。

ロ　お客さまの自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給電力の契約電力を上回った場合は、当社は自家発補給電力の契約電力を自家発補給電力の最大需要電力に変更することができます。

(2) 料金

自家発補給電力の料金は、基本料金、従量料金の合計といたします。

イ　基本料金　基本料金は、1 ヶ月につき自家発補給電力の契約電力によって算定いたします。基本料金単価は常時供給電力の基本料金と同額とし、別途、需給契約ごとに定めるものとします。

ロ　従量料金　従量料金は、その 1 月の自家発補給電力の使用電力量につき、常時供給分の従量料金とあわせて算定いたします。従量料金単価は常時供給電力の従量単価と同額とし、別途、需給契約ごとに定めるものとします。

(3) 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ定めておき、原則として、実施時期の１ヶ月前に再協議してその時期を確認し、お客さまは実施時期を事前に当社に書面（電磁的方法を含み、以下同様とします。）にて通知していただきます。

なお、当社または当該電力会社の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議させていただきます。

(4) 自家発補給電力の使用

イ　使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始日時と使用終了日時をあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに当社に書面にて通知していただきます。

ロ　使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合は、イにかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

(5) 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は、原則として自家発補給電力の契約電力をその「1 月」の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その「1 月」の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその「1 月」の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

(6) 使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合、自家発補給電力の使用電力量は以下のとおりとします。

自家発補給電力の使用電力量＝常時供給電力の契約電力を超えて使用した使用電力量

(7) その他

イ　当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ロ　大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象としません。

Ⅳ 料金の算定および支払い

第１６条 (料金の適用開始の時期)

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない理由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始日から適用いたします。

第１７条 (検針日)
検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

第１８条 (料金の算定期間)
(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値または 30 分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

第１９条 (使用電力量等の計量)
使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者から当社への通知）があった後、検針日の電力使用量確定の 30 日以内に属する月の翌月までにお知らせいたします。ただし、検針日が毎月初日のお客さまは検針日の属する月にお知らせいたします。
(1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
(2) 最大需要電力の計量は、一般送配電事業者が設置する 30 分最大需要電力計によるものといたします。
(3) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受ける場合があります。
(4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者とお客さまとの協議によって定めていただくこととします。

第２０条 (料金の算定)
(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
　イ　お客さまに電気の供給を開始、または需給契約が終了した場合
　ロ　契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合
　ハ　第１８条（料金の算定期間）(2)の但書の場合で、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者が定めた日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

第２１条 (日割計算)
(1) 当社は、第２０条（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
　イ　基本料金は、下記 (日割計算の基本算式) により日割計算をいたします。
　　1 月の基本料金×（日割計算対象日数／検針期間の日数）
　　ただし、第２０条（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、
　　（日割計算対象日数／検針期間の日数）は、（日割計算対象日数／暦日数）といたします。
　ロ　従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

(2) 第２０条（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、(日割計算の基本算式)により日割計算をいたします。契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

第２２条 (料金の支払義務および支払期日)

(1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求額が確定した日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。ただし、第１９条（使用電力量等の計量）(3)の場合は料金の算定期間、または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終了した場合は、需給契約の終了日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、別途通知する日（原則として支払義務発生日から起算して 30 日目）といたします。

(4) (3)に定める日が日曜日または銀行法第１５条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を(3)に定める日の翌営業日といたします。

(5) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。なお、支払額が請求金額よりも過小の場合には、第２４条(延滞利息)を適用いたします。

(6) 当社は、電気料金その他の債務の明細書を当社の Web サイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて通知することにより、お客さまに通知いたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受ける場合があります。

第２３条 (料金その他の支払方法)

(1) 料金については毎月、一般送配電事業者から請求される工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。なお、この場合、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) 当社に対する支払いは、当社が指定した金融機関等に、料金が払い込まれたときになされたものといたします。

(3) 支払っていただいた料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

第２４条 (延滞利息)

(1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける場合があります。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じてえた金額といたします。なお、金額の単位は 1 円とし、その端数は、切り捨てます。

延滞利息額＝電気料金×10%×支払までの日数÷365 日

※電気料金からは再生可能エネルギー促進賦課金と消費税等相当額は除きます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

第２５条 (契約超過金)

(1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責に帰すべき理由による場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として支払っていただきます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

契約超過金＝（最大需要電力 － 契約電力） × 基本料金単価（力率割引または割増含む） × 1.5

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

(3) 契約超過金の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

(4) 契約電力の超過に伴い、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合（託送供給における契約電力が変更となった場合）は、当社とお客さまとの契約電力を変更させていただきます。

第２６条 (力率の保持)

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

(2) 当社は、技術上必要がある場合は、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。

第２７条 (需要場所への立入りによる業務の実施)

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点の計量器等需要場所の電気工作物の設計、施工、改修または検査

(2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(3) 計量値の確認

(4) 第２９条（供給の停止）、第３８条（需給契約の終了）(1)または第４０条 (解約等)により必要な処置

(5) その他約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第２８条 (電気の使用にともなうお客さまの協力)

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を新たに一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うものとします。

第２９条 (供給の停止)

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
イ　お客さまの責に帰すべき理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
ロ　お客さまの需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
イ　お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合
ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
ハ　契約受電設備以外の受電設備によって電気を使用された場合
ニ　第２７条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
ホ　第２８条（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) (1)または(2)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、供給停止のための処置を行うと同時に、一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

第３０条 (供給停止の解約)

第２９条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した場合は、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

第３１条 (供給停止期間中の料金)

第２９条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間を「１月」として、料金を算定いたします。

第３２条 (違約金)

(1) お客さまが第２９条（供給の停止）(2)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
(2) (1)の免れた金額は、約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が合理的に決定した期間を不正に使用した期間といたします。
(4) お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で解約される場合には、違約金として解約翌月から契約期間満了までの期間の契約基本料金の

1.5 倍に相当する金額を原則として申し受けます。ただし、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）、高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）については、2 カ月前までにお客さまから当社に終了期日を通知した場合は、違約金は不要といたします。

(5) 協議制のお客さまが、お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で契約電力を減少される場合には、違約金として契約電力変更月から契約期間満了までの期間の契約電力減少分基本料金の 1.5 倍に相当する金額を申し受ける場合があります。ただし、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）、高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）については、2 カ月前までにお客さまから当社に契約電力減少を通知した場合は、違約金は不要といたします。

(6) 違約金の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

第３３条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じる恐れがある場合

ロ　非常変災の場合

ハ　その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第３４条 (損害賠償の免責)

(1) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合であっても、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。

(2) 第３３条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(3) 第２９条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第４０条 (解約等)によって需給契約を解約した場合または需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。

(5) 当社は、一般送配電事業者より発せられた給電指令により電力の供給を中止し、または、電力の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときは、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さままたは当社が損害を受けた場合、当社またはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。

(7) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負いません。

第３５条 (設備の賠償)

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合：修理費

ロ　紛失または修理不可能の場合：帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

第３６条 (需給契約の変更)

(1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2) 当社は、一般送配電事業者の料金の改定がされた場合、託送供給等約款の改定により料金改定が必要となる場合は、第２条 (約款の変更)の定めにかかわらず、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。

イ　当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

ロ　新料金単価適用開始日までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

(3) 当社は発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。

イ　当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

ロ　お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金適用開始日の 30 日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで需給契約を解約することができます。この場合には、需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。

ハ　上記ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

第３７条 (名義の変更)

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

第３８条 (需給契約の終了)

(1) 需給契約は、その期間満了をもって終了いたします。

(2) お客さままたは当社が約款にもとづく需給契約を終了する場合は、あらかじめその終了期日を定めて、２ヶ月前までに相手方に通知することで需給契約を終了できるものといたします。ただし、契約期間途中の解約については、第３２条（４）に定める違約金を支払っていただきます。

(3) 需給契約は、第４０条 (解約等)および次の場合を除き、お客さまが２ヶ月前までに当社に通知された終了期日に終了いたします。

イ　当社がお客さまの終了通知を終了期日の２ヶ月前の前日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から２ヶ月後までに需給契約が終了したものといたします。

ロ　当社の責に帰すことのできない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

(4) 第４０条 (解約等)によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は終了するものといたします。

第３９条 (需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算)

(1) お客さまが契約電力を新たに設定された後に、需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合、または契約電力を増加された後に、需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社が託送供給等約款にもとづき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力の変更または需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款にもとづき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第４０条 (解約等)

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合((2)の場合を除きます。) には、解約の 15 日前までに通知いたします。

(1) 第２９条（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(2) お客さまが、第３８条 (需給契約の終了)(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

(3) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(4) お客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金の支払期日を経過してなおその料金を支払われない場合

(5) 約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金その他約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(6) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

(7) お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

(8) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

(9) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

(10) お客さまがその他約款に反した場合

第４１条 (需給契約終了後の債権債務関係)

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事、工事費の負担金

第４２条 (需給地点)

電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、託送供給等約款における供給地点といたします。

第４３条 (計量器等の取付け)

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30 分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の 2 次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の 2 次配線等の特に必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さま負担で取り付けていただくことがあります。

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付け位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付け場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1) によりお客さまが施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

(4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付け位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

(5) お客さまが契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

第４４条 (工事費負担金等相当額の申受け等)

(1)当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金、臨時工事費の精算金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。

(2)当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

(3)託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

第４５条 (需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け)

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行なわなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

Ⅷ 保安

第４６条 (保安等に対するお客さまの協力)

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設

置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX その他

第４７条 (反社会的勢力の排除)
お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、お客さまとの電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第４８条 (準拠法)
本約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これらにしたがって解釈されるものといたします。

第４９条 (管轄裁判所)
需給契約に関する訴訟については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第５０条 (信用情報の共有)
当社は、お客さまが第４０条（解約等）(3)・(4)または(5)に該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

第５１条 (お客さまの個人情報の共同利用)
当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

第５２条 (ブロックチェーン技術について)
当社の「再エネ 100」および「プレミアム RE100」の電力は、発電所指定および電力のトレーサビリティ提供のためにブロックチェーン技術を利用しております。

(1) 当社が利用するブロックチェーン技術について
当社では、電力トレーサビリティによる透明性と、お客さまの情報保護を両立するため、2 種類のブロックチェーンを組み合わせて利用しています。

イ　プライベートチェーン（お客さま情報の記録用）
役割:お客さまの電力使用量などを記録します。当社が運用し当社のみが記録を行いますが、その内容は改ざんされていないことを証明するため、外部からも確認可能な状態にしています。

ロ　パブリックチェーン（記録情報の証明用）
役割:プライベートチェーンの要約情報（ハッシュ値）を記録し、情報が改ざんされていないことをグローバルなネットワークで保証します。

(2) ご利用に伴う情報取扱いへの同意

ご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただく必要がございます。

① 情報の記録について

「再エネ 100」および「プレミアム RE100」の電力をご利用の際に、以下の情報がプライベートチェーンへ記録されます。

送信元アドレスおよび送信先アドレス (※1)、30 分電力量（※2）、年月日、コマ

※1 ブロックチェーン固有のウォレットを表すランダムな英数字から成る ID です。これらの ID は、当社の別システムにある申込者情報と紐づく情報です。お客さまのお名前やご住所などの情報はブロックチェーン上には一切記録されません。

※2 パブリックチェーンには、プライベートチェーンへ記録した情報を集約・暗号化した情報 (ハッシュ値) のみが記録されます。30 分電力量がパブリックチェーンへ記録されることはありません。

② 情報の公開について

当社がプライベートチェーンへ記録した上記の情報（ID や電力量）は、透明性を担保するため、第三者が閲覧可能な状態となります。ただし、閲覧できるのは数値や ID のみであり、それらの情報からお客さまが特定されることはありません。

③ 記録の永続性について

ブロックチェーンの性質上、一度記録された情報は削除や変更ができません。これにより「改ざんされていない電力トレーサビリティ情報である」ことが将来にわたって証明されます。

第５３条 (一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項)

お客さまには、約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

附則

第１条 (約款の実施期日)

この約款は、2026 年 11 月 1 日より施行するものとします。

第２条 (この約款の実施日を含む料金の算定期間の特例)

(1) 託送供給等約款の改定にともない、第３６条（需給契約の変更）(2)にもとづき 2026 年 11 月 1 日を新料金単価適用開始日として料金単価を変更する場合、同日を含む料金の算定期間（その開始日が 2026 年 10 月 31 日以前であるものに限ります。）の料金は、第２０条（料金の算定）および第２１条（日割計算）にかかわらず、当該料金の算定期間を次の 2 つの期間に区分し、イの期間については 2026 年 10 月 31 日において適用されていた料金単価を、ロの期間については 2026 年 11 月 1 日以降に適用される料金単価をそれぞれ適用して算定した金額を合計して算定いたします。

イ) 当該料金の算定期間の開始日から 2026 年 10 月 31 日までの期間（以下「改定前期間」といいます。）

ロ) 2026 年 11 月 1 日から当該料金の算定期間の末日までの期間（以下「改定後期間」といいます。）

(2) 改定前期間および改定後期間の日数は、それぞれその開始日および末日を含むものとし、両期間の日数の合計は当該料金の算定期間の日数と一致するものといたします。

(3) 改定前期間の使用電力量は、第１９条（使用電力量等の計量）(1)の計量器により計量された 30 分ごとの使用電力量を当該期間において合計した値とし、改定後期間の使用電力量は、当該料金の算定期間の使用電力量から改定前期間の使用電力量を差し引いた値といたします。ただし、30 分ごとの使用電力量により改定前期間の使用電力量を算定できない場合には、改定前期間の使用電力量は、当該料金の算定期間の使用電力量を改定前期間および改定後期間の日数の比により按分した値といたします。従量料金単価が時間帯により異なる場合は、改定前期間および改定後期間の使用電力量は、時間帯ごとに区分して算定いたします。なお、改定前期間の使用電力量の端数は、第５条（単位および端数処理）(2)により処理いたします。

(4) 基本料金は、第２１条（日割計算）(1)イにかかわらず、次の算式により、改定前期間および改定後期間のそれぞれについて算定いたします。

１月の基本料金×（改定前期間または改定後期間の日数／検針期間の日数）

この場合の力率割引または割増は、当該料金の算定期間の力率により、改定前期間および改定後期間の基本料金についてそれぞれ行います。

(5) 従量料金、電源調達費調整額、燃料費等調整額（個別に定める場合に限る。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、改定前期間および改定後期間のそれぞれの使用電力量に、当該期間に適用される単価を適用して算定いたします。ただし、別表Ⅱの従量料金は、別表Ⅱ第１条（従量料金）(1)により、30 分ごとの使用電力量に同時刻に適用される従量単価を乗じて算定いたします。

(6) 2026 年 10 月 31 日以前に終了する料金の算定期間の料金は、従前の例により算定いたします。

別表Ⅰ

季時別スタンダード・季時別再エネ 100・
季時別プレミアム RE100

第１条 (電源調達費調整額)

(1) 電源調達費調整額

その１月の使用電力量に電源調達費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達費調整単価

電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は１銭とし、端数については小数点以下第１位で四捨五入いたします。

電源調達費調整単価＝｛（JEPX 調整単価×X）＋（燃料費調整単価×Y）｝

X･Y の値は、次のとおりといたします。

適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア	
	X	Y	X	Y
4月の料金に係る検針期間等	34%	66%	21%	79%
5月の料金に係る検針期間等	37%	63%	27%	73%
6月の料金に係る検針期間等	39%	61%	35%	65%
7月の料金に係る検針期間等	56%	44%	51%	49%
8月の料金に係る検針期間等	57%	43%	55%	45%
9月の料金に係る検針期間等	57%	43%	53%	47%
10月の料金に係る検針期間等	43%	57%	40%	60%
11月の料金に係る検針期間等	47%	53%	44%	56%
12月の料金に係る検針期間等	53%	47%	53%	47%
1月の料金に係る検針期間等	58%	42%	58%	42%
2月の料金に係る検針期間等	58%	42%	59%	41%
3月の料金に係る検針期間等	50%	50%	46%	54%

(3) JEPX 調整単価

イ　JEPX 調整単価

JEPX 調整単価は、次の算式によって損失率を補正した消費税等相当額を含む値といたします。また JEPX 調整単価の単位は１銭とし、端数については小数点以下第１位で四捨五入いたします。

JEPX 調整単価＝(平均 JEPX 単価－基準 JEPX 単価) ／(1－損失率) ×（1＋消費税率）

損失率は、次の各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。

	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
特別高圧	2.0%	1.9%	1.3%	2.5%	1.3%
高圧	4.7%	5.2%	3.7%	3.8%	3.4%

	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
特別高圧	2.9%	2.5%	1.3%	1.3%
高圧	4.2%	4.4%	4.1%	3.2%

ロ　平均 JEPX 単価

平均 JEPX 単価は、平均 JEPX 単価算定期間における JEPX 公表の全日 8−22 時のエリアプライス平均値といたします。なお、平均 JEPX 単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ　基準 JEPX 単価

基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。

	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
夏季	10.57	10.92	12.15	11.71	11.08
冬季	12.10	11.23	11.71	11.37	10.82
その他季	10.25	10.31	11.54	10.85	10.28

	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
夏季	11.33	10.83	10.08	9.79
冬季	11.07	10.64	9.90	9.52
その他季	10.39	9.76	9.18	8.14

単位：円/kWh

季節区分：夏季（7･8･9 月）、冬季（12･１･2 月）、その他季（夏季と冬季の期間を除く期間）

ニ　JEPX 調整単価の適用

平均 JEPX 単価算定期間に対応する JEPX 調整単価適用期間は、次のとおりとします。

・検針日が毎月 1 日の場合

平均JEPX単価算定期間	JEPX調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （閏年の場合：毎年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの期間）	その年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等

・検針日が毎月 1 日でない場合

平均JEPX単価算定期間	JEPX調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （閏年の場合：毎年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの期間）	その年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から3 月 31 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

(4) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、0.00 円といたします。

(5) 電源調達費調整単価のお知らせ

当社は、電源調達費調整単価を、平均 JEPX 単価算定期間の翌月に当社 Web サイト上に掲載する方法でお知らせいたします。このためお知らせの時期は当該電源調達費調整単価が適用される電力使用期間の直前または事後となります。

第２条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第３条 (各プランの特徴)

(1) スタンダード

卸電力より調達する電気と FIT 電気(※)等を組み合わせた電気を供給いたします。再エネ比率や CO2 排出係数をお約束することはできません。

(2) 再エネ 100

再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。

(3) プレミアム RE100

RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再エネ供給（アワリーマッチング）も実施いたします。

※　この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。

別表Ⅱ

Green Direct スタンダード・Green Direct 再エネ 100・
Green Direct プレミアム RE100

第１条 (従量料金）

(1) 従量料金は、30 分ごとの使用電力量(kWh)に同時刻の従量単価を乗じたものを、月間で合計したものが請求されます。従量料金の計算式は次のとおりとします。

従量単価＝電源調達単価＋託送従量単価(標準接続送電サービス)＋手数料

(2) 電源調達単価

電源調達単価は次のとおりとします。この値は、小数点以下第３位で四捨五入するものとします。

電源調達単価=JEPX スポット価格(※1)×〔1+消費税率〕÷〔１－損失率(※2)〕

※1:JEPX スポット価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、当該一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマ毎のエリアプライスを指します。

※2:損失率は、次の各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。

	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
特別高圧	2.0%	1.9%	1.3%	2.5%	1.3%
高圧	4.7%	5.2%	3.7%	3.8%	3.4%

	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
特別高圧	2.9%	2.5%	1.3%	1.3%
高圧	4.2%	4.4%	4.1%	3.2%

第２条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の５月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の４月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

第３条 (各プランの特徴)

(1) スタンダード

卸電力より調達する電気と FIT 電気(※)等を組み合わせた電気を供給いたします。再エネ比率や CO2 排出係数をお約束することはできません。

(2) 再エネ 100

再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。

(3) プレミアム RE100

RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再エネ供給（アワリーマッチング）も実施いたします。

※ この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。

以上